

佐賀県電源立地地域対策補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、発電施設等周辺地域の振興を図るため、電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「国の交付規則」という。）第3条第1項各号に掲げる措置の区分ごとに行う事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号。以下「整備法」という。）及び発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和49年政令第293号。以下「整備法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「補助事業者」とは、国の交付規則第3条第1項に掲げる市町及び国の交付規則第3条第1項第10号に定める原子力立地給付金交付事業を行う者をいう。

2 前項の補助事業者のうち、原子力立地給付金交付事業を行う者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者のうち、原子力立地給付金交付事業を行う者は、前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助の対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象事業は、別表に掲げる事業のうち知事が必要と認める事業とする。

2 補助の対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

3 補助対象となる事業の一部に収益が生じる可能性があるとして認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当であると認められるときに限り補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1及び様式第2のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書は、毎年度4月1日から5月10日まで又は10月1日から10月10日までに提出するものとする。
- 3 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、120日とする。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）整備法、整備法施行令、適正化法、適正化法施行令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）別表に掲げる措置に係る補助事業毎の補助対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（ただし対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で流用を行おうとする場合を除く。）は、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業の実施に関し契約を締結する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条によること。
- （4）補助事業の内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、補助目的に変更をもたらさない事業内容の細部の変更又は補助対象経費の30パーセント未満の変更については、この限りでない。
- （5）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- （6）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （7）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- （8）補助事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書を作成しておくこと。
- （9）補助事業者（原子力立地給付金交付事業を行う補助事業者を除く。）は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、（1）から（8）までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すこと。この場合にあつては、（1）から（7）までの中で、「補助事業」を「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町長」と、それぞれ読み替えるものとすること。
 - ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
 - イ 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途へ使用し、その他間接補助事業に関して、間接補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
 - ウ 第10条の規定に準じた財産の処分制限を付すること。

- 2 前項第2号又は第4号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3のとおりとする。
- 3 第1項第5号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止又は廃止承認申請書は、様式第4のとおりとする。
- 4 第1項第6号の規定により、知事に報告しようとする場合の補助事業の遅延等報告書は、様式第5のとおりとする。
- 5 第1項第8号に規定する補助金調書は、様式第6のとおりとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

- 2 申請の取下げをする場合の届出書は、様式第7のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、補助金事業実施状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

- 2 前項に規定する補助金事業実施状況報告書は様式第8のとおりとする。

(実績報告書等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第9のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認があった日から1月を経過した日又は補助事業の完了した日若しくは補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の4月3日のいずれか早い日(補助事業が完了せずに県の会計年度が終了した場合にあっては、当該会計年度の翌会計年度の4月15日)とする。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の報告があった場合には、期間を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 6 補助事業者(原子力立地給付金交付事業を行う補助事業者を除く。)は、第1項の実績報告書のほかに、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日から2月を経過した日までに、当該補助事業の成果の評価を記載した様式第9の2による評価報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

(補助金の交付)

第9条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第11のとおりとする。

- 2 知事は、必要があると認めた場合は、補助金の全部又は一部について概算払で交付することができる。

(財産処分の制限)

第 10 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は補助事業によって取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が 50 万円未満のものを除く。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、様式第 12 により知事の承認を受けなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に定められている財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 3 日から施行し、平成 15 年度予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 10 日から施行し、平成 17 年度予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 8 日から施行し、平成 19 年度予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 4 日から施行し、平成 27 年度に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 28 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。ただし、この要綱の施行の日以前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

対象事業	事業内容	対象経費	補助率
理解促進事業	発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及、対象地域の振興に関する計画の作成に必要な情報の収集	1 事業費 (1) 工事費 (2) 用地費及び補償費	10/10 以内
温排水関連事業	原子力発電施設（核燃料サイクル開発機構が設置するものを除く。以下3事業においても同じ。）、地熱発電施設、火力発電施設から排出される温水の有効な利用方法の実施に関する調査	(3) 調査設計費 (4) 設備費 (5) 調査費、広報費及び研修費 (6) 維持運営費 (7) 事業運営費	
	原子力発電施設から排出される温水の有効な利用に関する調査、研修、広報、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置	(8) 附帯雑費 2 補助金 3 出資金 4 貸付金	
	原子力発電施設の設置が見込まれる地点の周辺の地域において行われる種苗生産、飼料供給、研修、試験研究その他の温排水の影響を受ける事業に関する広域的事業	5 基金造成費（3に掲げるものを除く。） (1) 事業運営基金 (2) 施設整備基金	
	原子力発電施設から排出される温水又は蒸気の有効な利用を行うための施設の整備又は運営を行う事業（当該事業のために行う温水又は蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置を含む。）	(3) 維持補修基金 (4) 維持運営基金	
公共用施設整備事業	道路、漁港、教育施設等の公共用施設や産業振興施設等の整備に係る事業、維持並びに運営事業		
地域活性化事業	地域特有の産品等の開発及び普及		
イ 地場産業振興支援事業	その他地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域における福祉サービスを提供する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、地域住民の		
ロ 地域資源利用魅力向上事業			
ハ 福祉サービス提供事業			
ニ 環境維持・保全・向上事業			
ホ 生活利便性向上事業			
へ 人材育成事業			

	生活利便性向上に資する事業、地域の人材育成に資する事業		
企業導入・産業活性化事業	企業の導入及び対象地域内における産業の近代化のための措置（企業の導入の促進のための事業、対象地域の産業の近代化のための事業、対象地域の産業関連技術の振興のための事業その他これらに準ずる措置をいう。）		
福祉対策事業	医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備又は運営、対象地域の住民の福祉の向上を図るための措置		
企業立地資金貸付事業	対象地域内に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業	1 貸付金	
給付金交付助成措置	佐賀県が実施する原子力立地給付金の交付助成	1 原子力立地給付金 2 原子力立地給付金交付事業を行う者の一般事務費	
給付金加算等措置	佐賀県が実施する原子力立地給付金の加算	1 給付金 2 給付金交付事業を行う者の一般事務費	